

Ⅱ 大口使用者に対する特約的な水道料金

Ⅱ－１ 大口使用者特割制度（いわゆる個別需給給水契約）

１．料金案の考え方

この料金案は、大口使用者の申し出により個別に特約的な形で契約することで、水道事業者が設定する一定量（以下「基準水量」という。）を超えて使用した水道水に通常よりも割安な料金（以下「基準単価」という。）を設定するというものである。

これにより、大口使用者に水道の使用を促すとともに、地下水利用専用水道設置者に水道への回帰を促すことで、給水収益の増加による経営基盤の強化を図ることができる。また、大口使用者の業務拡大など、地域経済の活性化にも寄与することが可能となる。

一方、渇水時など、水需要を抑制する必要があるときは、水道事業者が設定した一定量（以下「調整水量」という。）を超えて使用した水道水について通常の料金よりも割高な料金（以下「調整単価」という。）を設定し、大口使用者に水道使用の抑制を求めるものである。

２．具体的な料金体系と算定方法

（１）適用対象

現に給水を受けている大口使用者及び地下水利用専用水道設置者など過去に大口使用者であった使用者で申込のあった者を対象とする。

現在及び過去の大口使用者に適用対象を限定するのは、通常より安い単価を設定することにより、使用者の需要を喚起するとともに地下水利用専用水道設置者の水道回帰を促すことを目的としているからである。

（２）適用の要件

大口使用者特割制度を適用する者は、通常の料金よりも割安な料金を設定し、インセンティブを与えることから、少なくとも下記の全ての要件を満たすことが必要である。

- ① 過去に一定量の使用実績があること。
- ② 減免等の料金の特例を受けていないこと。
- ③ 契約時に水道料金の未納などがないこと。

（参考）

一定量の使用実績としては、近年、膜処理技術の向上に伴うイニシャルコスト及びランニングコストの低下が進んでいることから、大口使用者特割制

度の適用要件を定めるときに、地下水利用と水道水利用の損益分岐点を考慮する必要がある。

損益分岐点については、8頁「②地下水利用専用水道の増加の背景」を参照。

(3) 算定方法

① 基準水量の考え方

基準水量については、使用者の過去の使用実績を基に決定する。

1ヶ月あたり使用実績の最大水量を基準水量にするか、使用実績より少ない水量を基準水量にするかは、水道事業者の政策的判断であり、地下水利用の抑制や減収額を見込んで判断するべきである。

また、地下水利用専用水道設置者の現在の水道使用量は、水道をバックアップ用として使用していることから少量である場合が多いため、基準水量に最低基準を設けることも考えるべきである。

例えば、北九州市の導入事例では、給水契約の対象者は、過去10年の中で3,000 m³/月以上の使用実績が1ヶ月以上ある使用者としている。契約は1年契約で、7年までは継続できる。基準水量は契約する前1年間の1ヶ月あたり最大使用水量を適用し、地下水利用者などで最大使用水量が1,000 m³未満のときは1,000 m³を基準水量とする。料金については、基準水量を超える部分の水量について、1 m³あたり160円の単価を適用する（図2-13 参照）。

また、渇水時などに使用水量の減量を要請できることとしている。

なお、条例施行後に地下水利用専用水道を設置する使用者については、本契約の対象外としている。

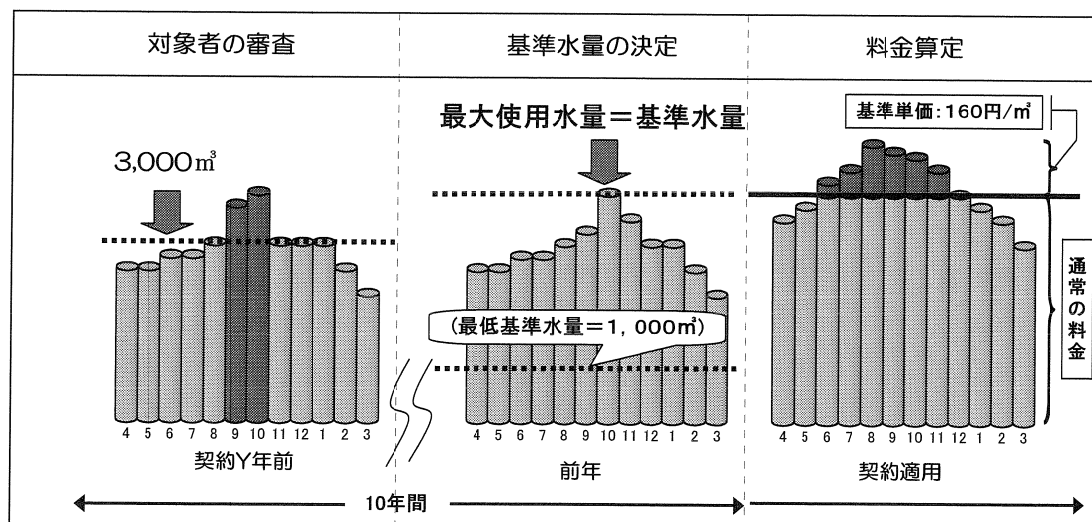


図2-13 北九州市の導入事例

② 基準単価の考え方

基準単価については、地下水利用専用水道のコストを意識しながら設定することが大事であるが、コストを無視した極端な値下げ等は水道料金全体のバランスを損ない、結果として少量使用者等の負担になりかねない。

このため、基準単価の設定に当たっては、

(i) 給水原価とする方法

(ii) 給水原価から減価償却費を差し引いて設定する方法

(iii) 給水原価から資本関係費用（減価償却費、支払利息、資産維持費）を差し引いて設定する方法

(iv) 変動費に維持管理費を加えて設定する方法

などが考えられる。

水道事業者は、これらの方法から、地下水利用専用水道のコストと収支に与える影響を考慮し、実態に応じた基準単価を設定する必要がある。

(参考)

基準水量を月の最大水量で設定する場合は、基準単価を変動費以上に設定すれば増収になる。この場合、(i) から (iv) にいくほど基準単価が割安になるため、地下水利用専用水道設置者の水道への回帰が図られるが、増収分は少なくなる。

一方、基準水量を平均水量など最大水量以下に設定する場合は、地下水利用への抑制効果はあるが、(i) から (iv) にいくほど減収額が大きくなるため、収支に与える影響を十分考慮する必要がある。

③ 契約期間（基準水量の見直し）

大口使用者特割制度は、大口使用者や地下水利用専用水道設置者に一定の条件の下で、通常より割安な料金を設定し、水道使用のインセンティブを与えるものであり、制度の適用外となる使用者との不公平感を緩和するため、一定の期間を設定し基準水量などを見直す必要がある。

既に大口使用者特割制度を導入している水道事業者では、「実施中の財政計画の終了年まで」、あるいは「地下水利用専用水道の膜処理の耐用年数などを参考」に設定しているなどの例がある。

④ 調整水量

調整水量については、需給状況に応じて調整が必要となる都度、個々の水道事業者の水源や過去の渇水の状況などを勘案して、基準水量に対する削減割合を設定すべきである（図 2-14 参照）。

基準水量(1日あたり)

調整期間

調整率

調整単価
通常より高い単価

調整水量(1日あたり)
水の使用をこれ以下
に抑えてもらう。

水量

1日 2日 3日

⑤ 調整単価

既に大口使用者特割制度を導入している水道事業者では、通常単価の2倍の金額を設定している場合もある（表2-2参照）。

調整期間とは、渇水など非常時において、契約した使用者に水道水の使用を抑制してもらう期間のことをいい、需給状況に応じて調整が必要となる都度、日単位で設定する（図2-14参照）。

表 2 - 2 大口使用者特割制度の導入例

水道事業者名		岡山市	宇都宮市	北九州市
導入時期		平成17年4月	平成19年6月	平成21年4月
適用対象	期間	直近1年間	直近1年間	過去10年間
	水量	6,000m ³ 以上/2月	3,000m ³ 以上/月が6月以上	3,000m ³ 以上/月
通常適用単価		216円	308円	310円
基準水量等	水量	前年の月最大使用水量	前年の月最大使用水量	前年の月最大使用水量 (1,000m ³ 未満は1,000m ³)
	単価	70円	69円	160円
	根拠	限界費用(216円)の1/3	固定費(維持管理費51.42円、資産維持費13.92円)、 変動費4.8円	給水原価
通常単価との差額		△146円	△239円	△150円
調整水量等	水量	△5～30%(日単位)	△5～30%(日単位)	減量規定のみ
	単価	430円	388円	なし
	根拠	限界費用(216円)の2倍		
契約の延長		自動延長で制限なし	料金算定期間の平成23年 3月まで自動延長	自動延長で制限なし 基準水量を7年目に見直し

※金額は税抜き。

3. 料金案の効果

- (1) 過去の使用実績を対象とすることで、地下水を利用するまでは大口使用者であった地下水利用専用水道設置者の水道への回帰が可能となり、水道事業者にとっては増収となり、水道事業経営に貢献する。
- (2) 大口使用者や地下水利用専用水道設置者に水道を使用してもらうことで、水道施設を有効に活用することができ、水道が本来の社会基盤の役割を果たすことができる。
- (3) 通常の単価より割安な料金とすることで、大口使用者の誘致や業務拡大の支援となるとともに、水道使用への引き留め効果があると考えられる。

4. 料金案に関する留意事項

- (1) 基準水量を月の最大使用水量よりも小さくするなど基準水量の設定によっては、料金収入が減少することになる。
- (2) 基準水量を月の最大使用水量に設定すると、基準単価を割安に設定しても、基準水量までは通常料金のため、大口使用者が現在の使用水量で地下水利用を考えている場合にそれを抑制する効果は少なく、他の抑制策を考える必要がある。
- (3) 本制度が悪用されることのないよう、対策の検討が必要である。
例えば、本制度が施行された場合に適用の対象となるような大口使用者

が、制度を利用する前に専用水道を設置した場合、上水道の使用量が一時的に減少するため、その後本制度を利用したときの基準水量を少なくすることができる。こうした意図的な基準水量の引き下げのために地下水利用専用水道に転換するようなことを防止するため、本制度施行後に地下水利用専用水道を設置した使用者は、この制度の対象外とすることなどが考えられる。

Ⅱ－２ 長期割引契約制度

１．料金案の考え方

本制度は、水道事業者が設定する一定量以上の水量（以下「基準水量」という。）を使用する大口使用者について、申し出により個別に特約的な形で一定期間（以下「割引契約期間」という。）における給水契約の継続を確約してもらい、その期間中は通常の単価より割安な料金を全使用水量に対して適用するというものである。水道事業者にとっては、地下水利用専用水道への切り替えに歯止めをかけることができる一方、この制度を選択した大口使用者にとっては、割安な料金で水道水の安定的な供給を受けることができる。

なお、割引契約期間中に水道の使用を中止した場合などには、割引きされた料金などを精算金として徴収する。

２．具体的な料金体系と算定方法

（１）適用対象

基準水量以上を使用する口径 50mm 以上の大口使用者のうち、長期割引契約制度を選択した者とする。

（２）基準水量の設定

- ① 基準水量は、制度適用外の使用者との公平性、料金としてのわかりやすさ、料金算定事務の効率性等を考慮すれば、本制度を適用しようとする全使用者を対象に一律の水量で月ベースに設定するのが妥当である。

なお、基準水量の設定に当たっては、地下水利用専用水道との損益分岐水量（８頁②参照）や各水道事業者における水道の使用実態等を考慮する必要がある。

- ② 本制度を選択し、割引料金を適用しようとする者は、適用後毎月基準水量以上の水量を使用することとする。

これは、通常の単価より割安な料金を全使用水量に対して適用することから、本制度の契約者が基準水量を使用しない場合、本制度を利用できない使用者との間で不公平が生じる可能性があるためである。

このため、基準水量まで使用できなかった月における料金の取扱いについて予め定めておく必要がある（後述 44 頁（ii）参照）。

（３）算定方法

① 割引契約期間

制度の目的が地下水利用専用水道などへの転換を抑制することで、水道事

業者の経営安定化に資することを鑑みれば、地下水利用専用水道の設備投資の回収期間や設備のリース契約期間、水道事業者の財政状況や財政計画期間等を考慮して（例えば5年程度など）定めるのが妥当である。

② 割引料金

（i）料金設定

割引料金の設定及び割引きの限度（最低単価）の考え方については、以下のようになる（地下水利用専用水道設置者のコストについては、22 頁の前提条件 2 を参照。）。

まず、給水原価割れをせずに専用水道設置者の給水原価を下回る単価設定を行うためには、図 2-15 のうち「水道事業者の給水原価」から「専用水道の給水原価」までの間で割引料金を設定する必要がある。

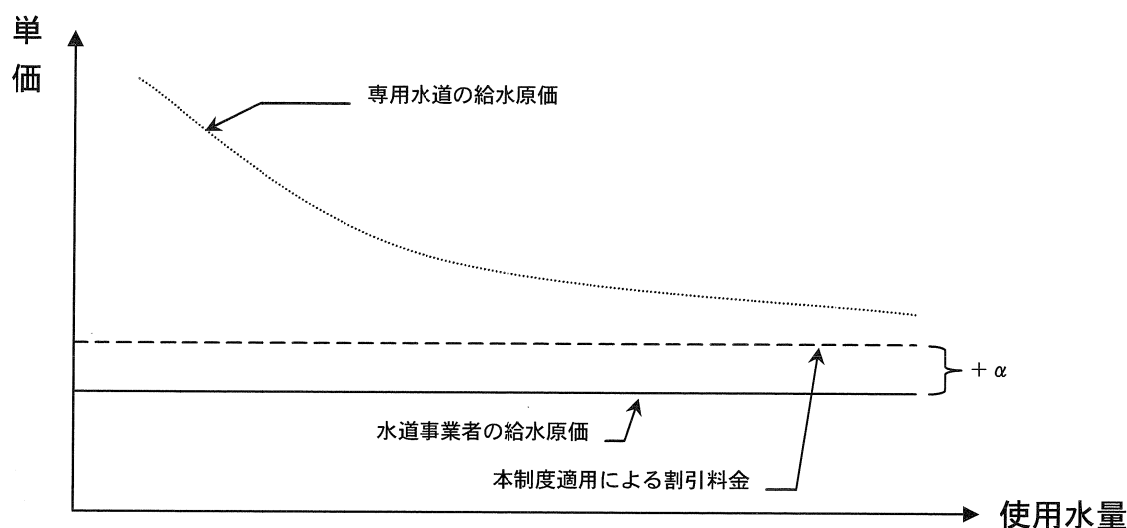


図 2-15 給水原価と割引料金の関係

この場合における割引料金の設定例を示すと、以下のようになる。

まず、水道事業者の給水原価を 160 円、基準水量を地下水利用専用水道との損益分岐水量 1,800 m^3 /月とする。この場合の専用水道の給水原価は、

$$\{350,000 \text{ 円} + (1,800 \text{ m}^3 \times 100 \text{ 円})\} \div 1,800 \text{ m}^3 = 294.4 \text{ 円}$$

となるため、160 円から 294 円までの間で割引料金を設定することとなる。

ただし、現在が表 2-3 の上段のような料金表になっている場合に、例えば口径 50mm で 1,800 m^3 /月使用したとすると、現行料金が 526,390 円となる一方、割引料金を 294 円とし 1,800 m^3 /月使用したとすると、529,200 円となり、現行料金の方が安くなる。

こうしたことから、割引料金を設定する場合には、地下水利用専用水道のコストを勘案した単価から給水原価までの間で現在の料金との逆転が起きないように単価にする必要がある（表 2-3 の例では 292 円以下となる。）。

表 2－3 割引後の料金表の例

種別、用途及び 口径（mm）		基本料金	従量料金（1 m ³ 当たり）				
			1～ 25 m ³	26～ 50 m ³	51～ 200 m ³	201～ 1,000m ³	1,001 m ³ ～
一 般 用	50	9,840 円	122 円	156 円	208 円	288 円	310 円
	75	21,600 円					
	100	45,200 円					
	150	124,100 円					
	200	255,700 円					
	250	432,000 円					
	300	687,000 円					
割引料金 (基準水量 1,800 m ³)		—	292 円				

※北九州市の料金表のうち口径 50mm 以上の部分を利用（1 ヶ月当たり、税抜き）。

（参考：現在の基本料金を加味した設定方法）

損益分岐水量に係る地下水利用専用水道のコストから各口径の基本料金を差し引き、割引料金を算定する。なお、算定した割引料金が給水原価を下回る場合は、給水原価とする。

ところで、専用水道の給水原価は図 2－15 にあるように逓減型であるため、損益分岐水量よりも使用水量が増えた場合には、割引単価をより低く設定しないと地下水利用専用水道を利用した方が割安になる場合が出てくる。このため、どこまで割引きを行うかという問題はあるものの、地下水利用専用水道のコストを勘案しながら水量に応じて割引単価を段階的に設定していくという手法も考えられる。

また、そもそも水道事業者の給水原価が専用水道設置者の給水原価を上回っている場合には、上述のような割引きを行うことができないため、まず経営効率化によってこの状況を改善することが必要である。

（ii）基準水量まで使用できなかった場合の料金の設定

長期割引契約制度は基準水量を定めているため、毎月基準水量まで水道水を使用することが契約の際の条件となるが、基準水量まで使用できない場合を想定して制度設計を行う必要がある。

その場合には、

- ア 使用水量の全量を通常の（割引きをしない）単価で徴収する
- イ 使用水量に関係なく基準水量までの水量を割引単価（あるいは通常

の単価)で徴収する

ウ 通常の単価ではなく割高な単価で徴収するなどの方法が考えられる。

どのように徴収するかは各水道事業者の考えによるが、基準水量ぎりぎりの使用水量を想定している使用者の制度加入へのインセンティブなどを考慮すれば、割高な単価で徴収するよりも、通常の単価で徴収するのが望ましいと考える。

③ 精算金

割引契約期間中に、水道の使用中止等で給水契約自体が解約される場合などには、契約条件に基づき精算金を徴収することとする。これは、割引契約期間中における地下水利用専用水道等への転換を抑止するためや、本制度の対象とならず割引が行われない他の使用者との均衡を図るため、また水道事業者としては割引契約期間中は一定の料金収入があることを想定して事業を行っていることから、契約期間中に解約が生じたとしても予定していた料金収入について回収するために徴収するものである。

(i) 適用条件

精算金を徴収するのは、水道の使用中止などで給水契約自体が解約される場合、あるいは長期割引契約の特約を解約する場合である。

(ii) 算定方法

精算金の算定方法としては、まず、過去の料金の割引額に対したものが挙げられる。割引料金の適用要件を失ったことから、これまでの使用水量について一般的な料金単価で算定した場合の料金と、実際に割引料金を用いて支払ってきた料金との差額分を徴収するものである。

次に、残りの割引契約期間中に水道事業者が得られるはずであった、基準水量に対応する料金収入を精算金として徴収することが考えられる。元々、使用者側は割引契約期間中は上水道を使用することを確約した上で本料金を選択していること、また水道事業者としては割引契約期間中は確実な料金収入が見込めるという前提で事業を進めていることから、途中で解約されたとしても、残りの割引契約期間中における基準水量に対応する分の料金程度は徴収しようというものである。

これら2つのうちどちらを採用するかは、水道事業者が一律で決める方法、解約までの年数に応じて決める方法、あるいは長期割引契約の申込時に使用者に選択させる方法などが考えられる。

＜補足＞

なお、本来水道の使用を中止する・しないは自由であり、これについて水道事業者は使用中止に伴う違約金を徴収することはできない。

一方、本案については精算金を徴収することで使用中止に関する自由を妨げるととられることも考えられる。しかし、本案は通常の給水契約に付加する料金の特約として水道使用者が自由意思の元に水道事業者と締結するものであり、結果的に使用者は一定期限まで水道の使用を継続すべき負担を負うことになるが、反面料金の割引きという利益を受けることとなるため、他の使用者と比べて不当な差別的取扱いにはならず、また使用中止の自由を妨げるものでもない。よって、この特約に解約の場合の精算金を定めた条項があれば、当該条項が出資法等の規制法令等に抵触しない限り適法・有効であると解される。

3. 料金案の効果

- (1) 通常の単価より割安な料金とすることにより、地下水利用専用水道などへの転換に歯止めがかけられる。
- (2) 一定期間にわたり料金収入が担保されていることから、水道事業経営を安定させる効果が期待できる。
- (3) 企業誘致において有利な条件として提示でき、大口使用者である企業等の誘致ができれば、料金収入の増加が期待できる。

4. 料金案に関する留意事項

- (1) 現行の料金体系のまま長期割引契約制度を導入すると、料金収入が減少することとなる。
- (2) 料金収入の減少を防ぐためには新規需要を開拓する必要があるが、そのためには割引料金を低く設定する必要がある。ただし、割引料金を低く設定しすぎると、料金収入がさらに低下する可能性がある。そのため、水道事業者自身としても企業努力による経費の節減等を進めるとともに、料金収入の増加が期待できるような他の料金案と組み合わせて導入することについても検討する必要がある。
- (3) 膜処理方法の技術促進などにより地下水利用専用水道にかかるコストが下落すると、過度な割引競争を招く恐れがある。
- (4) 長期割引契約制度の適用外の使用者との公平性について、「この制度は、大口使用者による地下水利用などへの転換を抑制することで料金収入の減収を抑え、水道財政への影響を少しでも軽減させることで、小口使用者の負担の増加を回避するものである」などの根拠付けに留意する必要がある。

Ⅱ－３ 転入割

１．料金案の考え方

現在専用水道を設置している者の中にも、例えば施設の更新時期を迎えている設置者、自己水源としての地下水の質・量などに課題を抱えている設置者、供給する水質に関する管理責任が生じることに不安を感じている設置者など、潜在的に上水道使用へ転換したいと考えている設置者がいることが想定される。

こうした設置者の上水道への転換を促進するため、以下のような料金体系（以下「転入割」という。）を導入する。

- （１）現在、自己水源を持って専用水道を設置している者が、専用水道を廃止した場合、あるいは廃止せずとも全量を水道事業者からの供給に切り替えた場合、申請に基づき、切り替えた翌月から一定期間、通常料金よりも割り引いた料金を適用する。
- （２）割引期間中に再び自己水源を使用することになったなどの場合には、精算金を徴収する。

２．具体的な料金体系と算定方法

（１）適用対象

- ① 現在、都道府県知事等に対し、専用水道の給水開始届を提出し、給水を行っている専用水道設置者のうち、適用の申請を行う者。
- ② ただし、自己水源を持ち、現にそれを使用している者に限ることとし、水道事業者から供給を受ける水のみを水源とする者は除く。

<説明>

専用水道を設置する場合、通常、水道法第 32 条及び第 33 条により、まず専用水道の設計が水道法の施設基準に適合するかどうかの確認の申請を都道府県知事等に対して行い、都道府県知事等は申請者に確認の通知を行う。

また、水道法第 34 条第 1 項において準用される第 13 条の規定により、専用水道の設置者は、給水を開始しようとするときはあらかじめ都道府県知事等にその旨を届け出なければならないとされている。

適法に専用水道を設置している者を対象とするため、これらの手続きをきちんと踏んでいることを要件とする必要がある。

また、水道事業者からの給水で全ての水源をまかなっている者は、そもそも上水道へ転換すべき自己水源がないため対象外とし、自己水源を持ち、それを現に使用している者のみを対象とすることとする。

（２）適用の要件

転入割を適用しようとする者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- ① 転入割適用の申請日現在、専用水道の布設工事の設計適合通知を都道府県知事等から受け、給水開始届を都道府県知事等に提出していること。
- ② 専用水道を廃止するか、あるいは廃止せずとも自己水源からの取水を取りやめ、水源の全量を水道事業者からの供給に切り替えること。
- ③ 一定の期間（以下「適用期間」という。なお、これは後述の料金割引期間と同期間とする。）、②を続けること。

これらの要件の確認方法について、まず①については、適合通知や開始届の写しを申請者から提出してもらうことで対応は可能である。

一方、②及び③については、専用水道を廃止あるいは水源を変更した際の手続きが水道法等に特段規定されていないことから、転入割を適用するに当たり独自に規定をする必要がある。

例えば、下水道の汚水排出量を計測するため、井戸水のくみ上げ設備に量水器や時間計などが設置されている場合には、それらによって自己水源使用の有無が確認できるが、そういったものがない場合、常時使用状況を監視することは困難かと思われる。

そのため、水道法第 39 条における都道府県知事等による専用水道への報告徴収・立入検査と類似の形で、水道事業者の職員が転入割を適用する専用水道設置者から必要な報告を徴し、または施設に立ち入り検査を行う権限を規定し、転入割の申請時及び定期的に立ち入り等を実施することが必要となる。併せて、立ち入り等により自己水源の使用が判明した場合の転入割適用の解除・精算金の徴収などの措置も定めておく必要がある（後述 51 頁（４）参照）。

＜補足＞

例えば病院などにおいては震災時等における対応のための水源の 2 系統化の必要などから、全量を上水道に切り替えることが困難な場合も考えられる。こうした使用者を転入割の対象外とすべきかどうかは、議論が分かれるところであろう。

自己水源の水量測定の可否などにもよるが、例えば専用水道全使用量の 1 割程度までは自己水源の使用を認めることとし、また震災時等においてはその 1 割を超えて自己水源を使用したとしても精算金を取らないなどの配慮を加えた対応も選択肢としてはあり得ると思われる。

（３）料金割引の考え方

料金の割引きについては、減免として割引きを行う方法と、料金制度の一環

として給水条例に明示する方法とが考えられるが、前者は料金の負担能力の低さへの配慮など公益上の観点から実施されるべきものであり、本案にはそぐわないことから後者の方法を採用すべきである。

① 割引期間の考え方

割引期間については、(2) ③にあるように、適用期間と同一とするが、1年といった短期間でも転入割の対象とすると、例えば地下水揚水ポンプのオーバーホールや更新工事などの際にだけ転入割を適用し、それが終わればまた自己水源に戻るといような利用形態が発生しかねないため、一定程度の長さが必要である。そのため、最低2年程度とし、5年程度の間で各水道事業者の財政状況等を勘案して定めるのが妥当と思われる。

② 割引率の考え方

(i) 従量料金について割り引く方法

まず、固定的にかかる費用（需要家費及び固定費相当）は料金として回収し、水量に応じて必要となる費用（変動費相当）については割り引くという考え方がある。固定的にかかる費用を料金として回収するためには、従量料金の中に含まれる変動費部分を算出し、その割合によって割引率を設定するという方法が考えられる（図2-16 参照）。

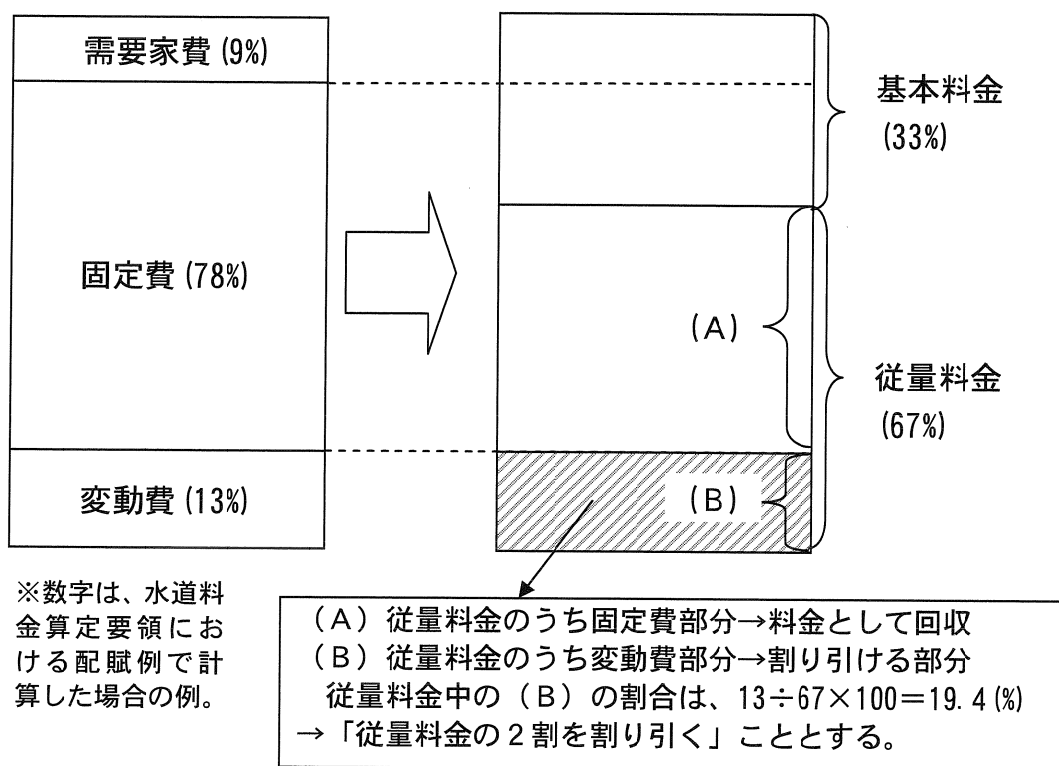


図2-16 割引率設定の計算例

また、実際の料金計算の方法としては、上水道転換後の合計使用量に応じた従量料金に対して割引きを行うというものがある（下記計算例参照）。この場合、料金の計算は比較的容易であるが、一方で従来から上水道の使用割合の高い専用水道が全量を上水道に転換した場合、自己水源からの転換による給水収益の増よりも従来からの上水道使用量に対する割引きによる給水収益の減の方が多くなり、総体として給水収益の減を招く恐れがある。

＜計算例＞

料金表例（1ヶ月当たり）

	基本料金	従量料金		
		～500 m ³	～1,000 m ³	1,001 m ³ ～
50mm	20,000 円	200 円	300 円	400 円

自己水源からの転換後の使用水量を 1,500 m³、割引率を 2 割とすると、割引き後の水道料金は

$20,000 + (500 \times 200 + 500 \times 300 + 500 \times 400) \times 0.8 = 380,000$ 円となる。

そのため、2つめの方法として、「転換水量」（転換前と転換後で増加した上水道の使用水量）を想定し、それに応じた従量料金分に対して割引きを行うという方法が考えられる。この転換水量については、自己水源の使用量の過去の平均値や、転換前後における上水道の使用量増などから推計することとなるが、いずれにせよ自己水源から上水道へ転換したことにより増加した分の従量料金にのみ割引きを適用することで、上記のような問題を解決することが可能となる。ただ、この転換水量の算定にいかに説得力を持たせるかが課題となる。

(ii) 基本料金について割り引く方法

2つめの方法として、基本料金を一定期間無料にし、従量料金のみ徴収するという考え方がある。

ただし、この方法の適用に当たっては、基本料金を免除するというのは基本水量を超えないような小口使用者に対して適用することが多い考え方であり、大口使用者に対してはなじみにくいこと、大口使用者に対する基本料金の金額には水道事業者間の差が非常に大きいこと、そもそも本報告書を作成することとなった理由の1つである地下水利用専用水道のような使用形態の者からの固定費の適切な回収という方向性とは矛盾することなどについて、十分に検討する必要がある。

(iii) その他の方法を採る際の留意点

まず、割引料金を適用しても、個別需要者の1 m³当たりの平均販売単価が給水原価あるいは一般家庭などの小口使用者に対する販売単価を下回らないよう、水道料金全体のバランスの中で割引率を検討すべきである。

次に、料金減免との均衡について、転入割は料金減免とは全く異なる理由から導入されるものではあるが、通常の料金に比べて使用者の負担を軽減するという点では類似するため、減免制度とのバランスにも配慮して割引率を検討すべきである。

(iv) 割引率の逡増制

より大口の使用の上水道転換へのインセンティブを高めるため、前述の各割引率を上限とし、その範囲内で転換水量が多いほど割引率を高くするというように傾斜を設けることも考えられる。料金算定が若干複雑になるという難点はあるものの、検討の余地はあろうかと思われる。

(4) 精算金の考え方

適用期間中に再び自己水源を使用することとなった場合などには、転入割の適用要件から外れることとなるため、一定の精算金を徴収する。

① 精算金の適用要件

精算金を徴収する場合の要件は、次のようなものが考えられる。

(i) 使用者から、自己水源の利用を再開するとの届けがあった場合

(ii) (2) で記載した立ち入り調査等によって、自己水源の利用が判明した場合

(iii) 使用者から転居等による水道の使用中止の届けがあった場合

(iv) 使用者が水道料金を滞納した場合

このうち(iii)のような、再び自己水源に戻るわけではなく、転居等で水道の使用自体を中止するような者にまで精算金を課すことについては、議論の余地があると思われるが、当初期待していた(見積もっていた)適用期間中の料金が回収できなくなったという考え方をすれば、理由の如何にかかわらず精算金を課するというスタンスで対応するべきと思われる。

なお、精算金の徴収と水道使用者による使用中止の自由との関係については、46 頁の〈補足〉と同様である。

② 精算金の算定の方法

(i) 過去の割引分を回収する方法

精算金の算定方法の1つめは、過去の割引分に着眼した方法である。つまり、割引きを適用するための要件を失ったことから、これまでに割り引

いた料金相当の金額に、法定利息（例えば民法第 404 条による年 5 %、など）程度の利息を付したものととして金額を算定し、徴収するものである。

これによれば、転入割を適用しない使用者との均衡を図ることができる点、また法定利息程度の加算をすることから適用期間中に自己水源へ転換することへの一定の抑止力となりうる点などのメリットがある。

(ii) 残りの適用期間中に得られるはずだった料金を回収する方法

2 つめは、残りの適用期間中に水道事業者が得られるはずであった料金相当額を精算金として回収するという方法である。水道事業者としては、適用期間中は一定の使用水量があることを想定して事業（施設整備等）を行っていることから、適用期間中に自己水源へ転換したとしても、期間中に予定していた料金については回収しようというものである。

この場合、基本料金部分については容易に計算が可能であるが、従量料金部分については明確な根拠を持って算定・回収することは困難である。また、適用期間と割引率によっては、適用期間中に自己水源へ転換し精算金を払ったとしても、初めから通常の料金を適用した場合よりも安くなるということがあり得る。

こうしたことから、(i) と (ii) のどちらを採用するかについては、水道事業者が一律で決める方法、解約までの年数に応じて決める方法、あるいは転入割の申込時に使用者に選択させる方法などから検討する必要がある。

3. 料金案の効果

潜在的に上水道への転換を考えている設置者に対し、料金的なメリットという具体的な上水道への転換のインセンティブを与えることができ、また水道事業者としても転換してきた大口使用者分の給水収益は、割引分を差し引いても増収となる。

4. 料金案に関する留意事項

適用対象を専用水道からの転入者に限ることについて、専用水道以外の大口使用者からの「なぜ専用水道からの転入者だけ割り引くのか？」という疑問に対し明確な説明が必要であるとともに、差別的な取扱いと見なされないようにする必要がある。

そのため、21 頁の前提条件 1 に記載した地下水利用専用水道に対象を限定する場合の留意点のうち、専用水道全体に係る事項などについて使用者によく説明し、転入割の適用対象を限定することについて使用者全体の理解を得る必要があると思われる。